

低炭素建築物の認定申請手数料

建物区分		戸数または床面積の区分		審査区分				
				適合証有		適合証無		
						標準計算法	仕様・計算 併用	仕様基準
A	一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物 一戸建ての併用住宅 の住戸のみ	住戸の戸数	1 戸	4,000 円		33,000 円	24,000 円	17,000 円
			2～5 戸	9,000 円		67,000 円	49,000 円	32,000 円
			6～10 戸	15,000 円		94,000 円	69,000 円	46,000 円
			11 戸以上	26,000 円		133,000 円	100,000 円	66,000 円
B	共同住宅等 の住棟全体	共用部分の 床面積	300 ㎡以下	A の住戸 の戸数に よる金額 に加えて	9,000 円	106,000 円		
			300 ㎡超		26,000 円	175,000 円		
C	複合建築物 一戸建ての併用住宅 の建築物全体	B の共用部分の床面積ま たは A の住戸の戸数 1 戸 および D の建築物全体の 床面積		B の共用部分の床面積による金額（複合建築物の場合） A の住戸の戸数 1 戸による金額（一戸建ての併用住宅の場合） ＋ D の建築物全体の床面積による金額				
D	非住宅の建築物全体	床面積	300 ㎡以下	9,000 円		234,000 円		
						工場等のみの場合 106,000 円		
			300 ㎡超	26,000 円		374,000 円		
						工場等のみの場合 175,000 円		

* 適合証とは、低炭素建築物の新築等計画が認定基準に適合していることを証する書類のことで、登録住宅性能評価機関などが申請者へ交付するもの。

* 複合建築物とは、共同住宅などに非住宅部分を有するもの。

* 変更認定申請手数料は、表の A 区分については変更する戸数の欄の金額の 2 分の 1。表の B または D 区分については変更に係る床面積の 2 分の 1 の床面積の欄の金額を適用する。